

群馬県水道水質管理計画

(令和6年度～令和10年度)

群 馬 県

令和6年3月

(令和8年4月改定)

1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
4	水質検査に関する事項	1
	(1) 水質検査体制の現状	
	ア 水質検査計画策定状況	
	イ 水質基準項目の検査体制	
	ウ 委託先に係る妥当性評価の確認及び検査結果根拠資料の入手	
	エ 目標管理設定項目及びクリプトスポリジウム等検査の実施	
	(2) 課題	
	(3) 基本方針	
	ア 水質検査計画の策定	
	イ 水質検査体制	
	ウ 水質管理目標設定項目及びクリプトスポリジウム等検査について	
5	水質監視に関する事項	3
	(1) 水質監視の現状	
	(2) 課題	
	(3) 基本方針	
	ア 監視地点と実施主体	
	イ 監視項目	
	ウ 目標値を超えた際の対応	
	エ その他	
6	危機管理に関する事項	5
	(1) 危機管理体制の現状	
	(2) 課題	
	(3) 基本方針	
	ア マニュアル等の整備	
	イ 水安全計画の策定	
	ウ 水質事故等発生時の対応	
7	精度管理事業・研修の実施に関する事項	6
	(1) 研修等の実施状況	
	(2) 課題	
	(3) 基本方針	
	ア 精度管理の実施	
	イ 研修会の実施	
	ウ 水道水質管理計画連絡会議	
8	用語説明	7

【 図 表 】

- 別表 1 水質検査体制
- 別表 2 検査機器の整備状況
- 別表 3、別図 1 監視地点と実施主体
- 別表 4 監視項目
- 別表 5 登録検査機関一覧

群馬県水道水質管理計画

平成 31 年度に策定した水道水質管理計画では、「水質検査」「水質監視」「危機管理」の 3 つの項目を柱とし、水道水の安全性・信頼性の確保に向けた取組を進めてきたところである。

計画の実施により、水質検査の実施率は年々向上し、安定した水質管理体制の整備が進んだ。また、各水道事業者では、水質事故発生時の対応手順を定めたマニュアルの整備が進み、危機管理体制の強化が図られている。

さらに、平成 23 年の東日本大震災を契機として全権的に実施してきた放射性物質の検査については、基準値を下回る状況が継続しているが、現在も各事業者が策定する水質検査計画に基づき、必要に応じた検査と情報公開が行われている。

令和 6 年度から実施している現行計画では、引き続き「水質検査」「水質監視」「危機管理」の 3 つの項目を柱とした。また、水質管理目標設定項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（以下、「PFOS 及び PFOA」という。）に関する内容を盛り込み、県内の主要な水道水源において水質監視を実施してきた。

なお、「PFOS 及び PFOA」については、令和 8 年 4 月 1 日より水質基準項目に引き上げられ、全ての水道事業者が法令に基づく水質検査が義務付けられた。これに伴い、県による水質管理目標設定項目としての「PFOS 及び PFOA」の水質監視は終了し、今後は、水道事業者が自ら水質検査を実施し、基準の遵守の徹底が求められる。県としては、引き続き水道事業者に対する技術的助言や情報提供を行い、円滑な水質管理体制の維持に努めていく。

1 計画の目的

県内の水道事業者（県企業局、市町村及び一部事務組合）が、水質管理を計画的に実施するとともに、体系的・組織的な水質監視を行うことにより、安全・安心で、より質の高い水道水を将来にわたって県民に供給することを目的とする。

2 計画の位置付け

群馬県健康福祉部 食品衛生分野の個別実施計画

3 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間

4 水質検査に関する事項

（1）水質検査体制の現状

ア 水質検査計画策定状況

水道事業者は、水道法施行規則第 15 条第 6 項の規定に基づき、水質検査計画を毎事業年度の開始前に策定しなければならないとされており、水質検査計画に基づいて水質検査を実施することとなっている。（表 1）

表 1 水質検査計画の策定状況

策定状況	R 5
策定済み	23 事業者 (76.7%)
未策定	7 事業者 (23.3%)

イ 水質基準項目の検査体制

水質検査は、原則として水道事業者が自ら検査施設を設置して行うものとされており、単独に検査施設を設置して行うことが困難な場合には、地方公共団体の機関又は国土交通省及び環境大臣の登録を受けた者（以下、「登録検査機関」という。）に委託して行うこととされている。

水質基準項目の検査について、県内 30 水道事業者のうち 1 水道事業者が検査に必要な機器を整備・更新し、自ら全部の検査を実施している。また、5 水道事業者は、一部を自己検査とし、検査機器が十分揃っていない等の理由で自ら検査を行うことが困難な項目については一部委託検査を実施している。検査施設のない水道事業者や、検査機器が十分揃っていない 24 水道事業者は、水質検査を登録検査機関へ委託することにより、必要な水質検査体制を確立している（表 2、別表 1、別表 2）。

表 2 水質基準項目の検査実施状況

県内の市町村水道事業者数：30	全項目自己検査		一部自己検査、一部委託検査		全項目委託検査	
	H30	R 5	H30	R 5	H30	R 5
対象事業者数	1	1	4	5	25	24
実施率 (%)	3.3	3.3	13.3	16.7	83.3	80.0

ウ 委託先に係る妥当性評価の確認及び検査結果根拠資料の入手

委託検査については、委託先の検査の信頼性を確保する必要があるが、妥当性評価の実施を確認している水道事業者は 75.9%である。また、検査結果の根拠となる書類等を確認している水道事業者は 48.3%である。（表 3）

表 3 委託検査の信頼性確保に向けた取組状況

委託検査実施の市町村水道事業者数：29	妥当性評価の確認		結果根拠資料の入手	
	H30	R 5	H30	R 5
対応事業者数	21	22	10	14
実施率 (%)	72.4	75.9	34.5	48.3

エ 水質管理目標設定項目及びクリプトスポリジウム等検査の実施

水質管理目標設定項目やクリプトスポリジウム等検査の実施については、国の通知や指針で検査に努めるとされており、半数以上の水道事業者が自己（一部委託も含む）ないし委託で検査を実施している。（表 4、表 5）

水質基準項目や水質管理目標設定項目等を検査した結果、基準値や目標値等を超え検出された場合、水道事業者はその項目に応じ対応している。

表4 水質管理目標設定項目の検査実施状況

県内の市町村水道 事業者数：30	基本項目		農薬類	
	H30	R 5	H30	R 5
実施事業者数	15	20	5	16
実施率(%)	50.0	66.7	16.7	53.3

表5 クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査実施状況

県内の市町村水道 事業者数：30	クリプトスポリ ジウム等		指標菌			
			大腸菌		嫌気性芽胞菌	
	H30	R 5	H30	R 5	H30	R 5
実施事業者数	26	26	27	30	27	29
実施率(%)	86.7	86.7	90.0	100.0	90.0	96.7

(2) 課題

- ・ 全ての水道事業者は、水質検査計画を策定し、公表する義務がある。
- ・ 委託検査を実施する水道事業者は、委託先の検査の信頼性を確保する必要がある。
- ・ 水道事業者は、原水の指標菌検査を実施し、水源の汚染レベルに応じて適切なクリプトスポリジウム来策を講じていく必要がある。

(3) 基本方針

ア 水質検査計画の策定

- ・ 全ての水道事業者は、水道法施行規則第17条の5第1号の規定に基づき水質検査計画を策定し、ホームページ等の需要者が容易に情報を入手できる方法で公表する。
- ・ 水道事業者は、水質検査計画を策定する際、水道法施行規則第15第7項に規定する内容のほか、群馬県水道水質管理計画の内容についても十分考慮し、水道事業の実情に即して行うものとする。

イ 水質検査体制

- ・ 自己検査を実施する水道事業者は、検査施設及び検査機器を計画的に整備、更新し、現検査体制の維持、拡充に努める。
- ・ 単独での自己検査が困難な場合は、複数の水道事業者が共同で検査施設及び機器を使用する検査体制を検討する。
- ・ 共同の検査が困難な場合は、地方公共団体の機関又は登録検査機関へ委託し検査を実施する。
- ・ 検査を委託する場合は、委託先の検査の信頼性を確保するために、水道事業者は委託先（(ア)については委託予定先）に次の点を求める。
 - (ア) 「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に基づく妥当性評価の実施状況を必ず確認した上で、委託契約を締結する。
 - (イ) 検査を委託する場合であっても水質管理への対応が不十分とならないよう、水質汚染事故時等の対応や、水道事業全体の水質検査計画への関与など、水質管理の徹底等が行われる体制を整備する。
 - (ウ) 検査結果だけでなく、結果の根拠となる書類等を提出し、検査の信頼

性の確保に努める。

ウ 水質管理目標設定項目及びクリプトスポリジウム等検査について

- ・水道事業者は、将来にわたり水道水の安全性確保に万全を期する見地から、水質管理目標設定項目の検査の実施に努め、水質管理に活用する。
- ・水道事業者は、水道原水の指標菌検査を実施し、原水の汚染レベルに応じて適切なクリプトスポリジウム対策を講じる。

5 水質監視に関する事項

(1) 水質監視の現状

将来にわたり県内の主要な水道水源の安全性を確保するため、県と水道事業者が協力し、全県的な水質監視を実施している。

主要河川 11 地点及び地下水 9 地点（合計 20 地点）において、水質管理目標設定項目及びクリプトスポリジウム等（指標菌を含む）の検査を年 2 回実施している。目標値を超えて検出された項目等については、当該地域の水道事業者が原因究明や低減化対策の実施に努めている。

なお、現行計画策定時において、暫定目標値（※）を大きく超えて検出される事例などが全国的に散見され、問題となった「PFOS 及び PFOA」について、群馬県では、現行計画の実施により、令和 6 年度、令和 7 年度は全ての監視地点（20 地点）で検査を実施することができた。

（※）「PFOS 及び PFOA」については、令和 8 年 4 月 1 日より水質基準項目に引き上げられ、全ての水道事業者に法令に基づく水質検査が義務付けられた。これに伴い、県による水質管理目標設定項目としての「PFOS 及び PFOA」の水質監視は終了し、今後は、全ての水道事業者が自ら水質検査を実施し、水質基準の遵守を徹底していく必要がある。

(2) 課題

水質管理目標設定項目においては、目標値を超え検出された場合は、安全性を確保した上で、原因究明等の措置を講じる必要がある。

PFOS 及び PFOA については、令和 8 年度より水質基準項目に引き上げられたことから、全ての水道事業者は、法令に基づき適切に検査を実施していく必要がある。

(3) 基本方針

ア 監視地点と実施主体

- ・水道事業者が大規模に取水している主要河川（利根川水系、渡良瀬川）11 地点及び地下水 9 地点の合計 20 地点を監視地点とする（別表 3、別図 1）。
- ・監視地点を所管する水道事業者を実施主体とし、県は結果を取りまとめ公表する。

イ 監視項目

- 原水及び浄水を対象とし、次のとおり検査を行う（別表4）。
- (ア) 地下水については、水質管理目標設定項目及び指標菌の検査を実施する。
 - (イ) 表流水については、水質管理目標設定項目及びクリプトスポリジウム等検査を実施
 - (ウ) 水質監視は原水の検査を原則とするが、浄水で重要となる下記項目については、当該監視地点に係る浄水の検査を実施
 残留塩素、消毒副生成物、過マンガン酸カリウム消費量、遊離炭酸、従属栄養細菌、ランゲリア指数

ウ 目標値を超えた際の対応

- ・水質管理目標設定項目のうち、特に健康関連項目については、今後、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等、水質管理上留意すべきものであることから、目標値を超えて検出した場合、水道事業者は公表等対応を含む必要な措置を講じるとともに、環境部局との連携による原因究明に努め、関係機関との情報共有を図る。
- ・さらに、原水の検査結果が目標値を超えていた場合、浄水の検査を必要に応じて実施する。
- ・県は、関係機関と結果を共有し、必要に応じて対策を検討する。

エ その他

- ・水質監視を円滑に実施するために必要な事項の詳細は、実施要領により別途定める。

6 危機管理に関する事項

(1) 危機管理体制の現状

水質汚染事故時のマニュアル等を策定しているのは 30 水道事業者のうち 16 水道事業者である。（表6）

水安全計画の策定状況について、計画を策定している水道事業者は 13 水道事業者である。水道水質管理水準の向上を図るため、すべての水道事業者が整備を進めていくことが望ましい。（表6）

県は、緊急時に係る各種マニュアル等を作成し、水道事業者と連携を図る体制を整備している。また、県衛生環境研究所は、農薬、油類、毒劇物及び病原生物（クリプトスポリジウム、病原性細菌、ウイルス等）の検査体制を整備し、原因究明を行う体制を構築している。

表6 マニュアル等の策定状況

県内の市町村水道事業者数：30	水質汚染事故		水安全計画	
	H30	R 5	H30	R 5
策定済み事業者数	10	16	9	13
実施率(%)	33.3	53.3	30.0	43.3

(2) 課題

水道事業者は、水質事故等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう水質汚染事故に係るマニュアル等を早急に作成する必要がある。また、さら

なる水質管理の向上を図るため、水安全計画の策定に努める。

(3) 基本方針

ア マニュアル等の整備

- ・水質事故発生に備え、県内すべての水道事業者が事前にマニュアル等を作成し、迅速に対応できる体制を構築する。

イ 水安全計画の策定

- ・県内すべての水道事業者が水安全計画を策定し、水源から給水栓に至る各段階で危害評価とその管理を行うことで、水道水質管理水準の向上を図る。

ウ 水質事故等発生時の対応

- ・水道事業者は、各水道事業者のマニュアル及び県が所管する各種マニュアル等に基づき対応する。(表7)
- ・県は、水道事業者及び関係機関と連携を図り、迅速に対応する体制を整備する。

表7 各種マニュアルとその用途

要綱・マニュアル等	用途
群馬県水道災害相互応援活動実施要綱	災害、事故等の緊急時
群馬県水道緊急時対応マニュアル	災害、事故等の緊急時
群馬県飲料水健康危機管理実施要領	健康被害のおそれがある場合
水道における群馬県クリプトスポリジウム等対策マニュアル	健康被害のおそれがある場合
群馬県水質汚濁事故対応要綱(環境保全課)	河川等の公共水域で水質汚染事項等が発生した場合

7 精度管理事業・研修の実施に関する事項

(1) 研修等の実施状況

県は、自己検査体制を整備している水道事業者及び群馬県内を検査区域とする登録検査機関等を対象とする精度管理事業(理化学検査、クリプトスポリジウム等検査)を行い、水質検査技術の向上を図っている。

また、水道事業者等を対象とし、最新の水質管理技術や水道水質に関する内容の講習会を年1回以上開催している。

(2) 課題

県は、県内の水道事業者や登録検査機関が実施する検査の正確さや結果の信頼性を確保するため、引き続き精度管理事業を実施していく必要がある。また、水道水質等に関する最新の情報を水道事業者へ提供し、技術や知識の向上に向けて取り組む必要がある。

(3) 基本方針

ア 精度管理の実施

- ・ 県は、水質検査技術の維持・向上のため、水道事業者及び登録水質検査機関を対象に統一試料を用いた外部精度管理事業（理化学検査、クリプトスポリジウム等検査）を年1回実施する。
- ・ 県は、精度管理事業に係る研修会を年1回実施する。
- ・ 水道事業者は、内部精度管理の実施や外部精度管理へ参加する等、検査の信頼性の確保に努める。

イ 研修会の実施

- ・ 県は、水道事業者及び関係者の技術や知識の向上を図るため、最新の水質管理技術や水道水質に関する研修会を年1回以上開催する。
- ・ 水道事業者は、研修会へ参加し技術や知識の向上に努める。

ウ 水道水質管理計画連絡会議

- ・ 県は、本計画の基本方針の実施状況等を把握するため、関係機関の連絡会議を年1回以上開催し、具体的な方策を検討する。

8 用語説明

(1) 水質基準

水道法第4条に基づき、水質基準に関する省令により定められた項目（52項目、令和8年4月1日施行）

水道水は、この水質基準に適合するものでなければならず、水道事業者には検査の義務が課されている。

健康関連32項目、生活上支障関連20項目からなる。

現在の水質基準は、平成15年に大幅な改正が行われ制定されたものである。令和8年4月1日より、「PFOS及びPFOA」が水質基準項目に追加された。

(2) 水質管理目標設定項目

厚生労働省健康局長通知に基づき水質基準に準じた検査を要請されている水質検査項目。検査義務はないが、将来にわたり水道水の安全性の確保に万全を期するため、水道水質管理上注意喚起すべきもの。ただし、水源や浄水の水質により合理的な理由がある場合は検査項目を省略できるため、検査項目の選定は水道事業者の判断に任されている。

農薬類や将来的に水質基準に格上げされる可能性のある有害化学物質等が含まれ、健康関連13項目（農薬類115物質を含む）と生活上支障関連13項目の計26項目からなる。

(3) クリプトスポリジウム

クリプトスポリジウムとは、ヒト及び動物の腸管に寄生する病原生物（原虫）。強い感染力を持ち、塩素消毒にも抵抗性があり、水道水や食品を介して水様性下痢症の集団発生を起こす危険がある。

厚生労働省健康局水道課長通知別添「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道原水のクリプトスポリジウム等検査（クリプトスポリジウム等の検出、指標菌検査）が要請されている。同様の病原生物として、ジアルジアが存在する。

(4) 精度管理

一定の「正確度」と「精密度」を保った測定結果が常に得られるよう、様々な手法を用いて検査方法を管理すること。正確度とは、測定値が真の値にどれだけ近いかということ。また、精密度とは、繰り返し測定が行われたときのバラツキの度合いのこと。

精度管理には、「内部精度管理」と「外部精度管理」という2つの手法がある。内部精度管理とは、自施設内において、繰り返し測定によるバラツキを確認する「精密度」に重点を置いた管理手法で、外部精度管理とは、自施設と他施設の測定を比較することで、客観的に測定結果の「正確度」を知ることにより重点を置いた管理手法である。

なお、本計画における精度管理は外部精度管理であり、客観的な正確度を知り、測定値を解析することで検査精度の向上や検査技術の確認を目的に実施している。

(5) PFOS及びPFOA

ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸の略称である。これらは、有機フッ素化合物であり、耐熱性や耐薬品性に優れ、撥水剤や泡消火剤等として広く使用されている。環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内において製造、使用等が禁止されている。令和2年より水質管理目標設定項目に定められ、水質基準に準じた検査を求められてきたが、令和8年4月1日より水道法における水質基準項目に追加されたため、水道事業者には検査義務が課されている。

別表1

水質検査体制

		毎日検査	水質基準51 項目検査	指標菌		クリプトスポ リジウム等	水質管理目標設定項目		放射性物質 検査	今後の検査 体制方針
				大腸菌	嫌気性芽 胞菌		基準項目27	農薬類115		
県央	前橋市	委託	自己&委託	自己	自己	委託	自己&委託	自己&委託	委託	現在の体制 を継続
	高崎市	自己&委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現在の体制 を継続
	伊勢崎市	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現在の体制 を継続
	玉村町	自己	委託	委託	委託	委託	-	-	委託	現在の体制 を継続
	渋川市	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現在の体制 を継続
	榛東村	自己	委託	委託	委託	委託	委託	-	委託	現在の体制 を継続
	吉岡町	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現在の体制 を継続
西部	安中市	自己	自己&委託	自己	委託	委託	自己&委託	委託	委託	現在の体制 を継続
	富岡市	自己	自己&委託	自己	自己	委託	自己&委託	委託	委託	一部委託に 移行
	下仁田町	自己	委託	委託	委託	委託	-	-	委託	現在の体制 を継続
	南牧村	委託	委託	委託	-	-	-	-	-	現在の体制 を継続
	甘楽町	自己	委託	委託	委託	委託	-	-	委託	現在の体制 を継続
	藤岡市	自己&委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現在の体制 を継続
	神流町	自己	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現在の体制 を継続
	上野村	自己	委託	委託	委託	委託	-	-	-	現在の体制 を継続
吾妻	中之条町	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	-	現在の体制 を継続
	東吾妻町	自己&委託	委託	委託	委託	委託	-	-	-	現在の体制 を継続
	長野原町	自己	委託	委託	委託	委託	委託	-	-	現在の体制 を継続
	嬭恋村	自己&委託	委託	委託	委託	-	委託	-	-	現在の体制 を継続
	草津町	自己	委託	委託	委託	委託	-	-	-	現在の体制 を継続
	高山村	委託	委託	委託	委託	委託	-	-	-	現在の体制 を継続
利根沼田	沼田市	自己	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現在の体制 を継続
	片品村	委託	委託	委託	委託	委託	-	-	委託	現在の体制 を継続
	川場村	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現在の体制 を継続
	みなかみ町	委託	委託	委託	委託	-	委託	委託	委託	現在の体制 を継続
	昭和村	自己	委託	委託	委託	-	-	-	委託	現在の体制 を継続
東部	桐生市	自己&委託	自己	自己	自己	自己	自己	自己	自己	現在の体制 を継続
	みどり市	自己	委託	委託	委託	委託	委託	-	委託	現在の体制 を継続
	群馬東部水道企業団	自己	自己&委託	自己	自己	自己	自己&委託	自己	委託	現在の体制 を継続
群馬県	水質管理センター	自己	自己&委託	自己	自己	自己	自己&委託	自己&委託	自己	現在の体制 を継続

別表2 検査機器の整備状況

区分	機関名	機器の整備状況																							
		毎日の検査機器(残留等)	簡易な検査機器※	細菌検査用機器	吸光度計	フレイムレス原子吸光	水銀測定装置	ICP	ICP-MS	GC-MS	GC-MS-MS	HPLC(液クロ)	LC-MS	LC-MS-MS	イオンクロマト	元素分析装置(EDS、EDX)	全有機炭素計	積分式濁度計	光学顕微鏡	微分干渉顕微鏡	蛍光顕微鏡	走査型電子顕微鏡	ゲルマニウム半導体検出器	シンチレーションカメラ	
中央	前橋市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	高崎市	●																							
	伊勢崎市	●																							
	玉村町	●																							
	渋川市	●	●																						
	榛東村	●	●																						
西部	吉岡町	●	●																						
	安中市	●	●	●		●				●				●											
	富岡市	●	●	●	●	●	●							●											
	下仁田町	●	●																						
	南牧村	●	●																						
	甘楽町	●	●																						
	藤岡市	●	●								●														
	神流町	●	●																						
	上野村	●	●																						
	中之条町	●	●																						
吾妻	東吾妻町	●	●																						
	長野原町	●	●																						
	嬭恋村	●	●																						
	草津町	●	●																						
	高山村	●	●																						
	沼田市	●	●																						
	片品村	●	●																						
利根沼田	川場村	●	●																						
	みなかみ町	●	●																						
	昭和村	●	●																						
	桐生市	●	●	●	●					●				●										●	●
	みどり市	●	●																						
東部	群馬東部水道企業団	●	●	●	●					●			●												
	水質管理センター	●	●	●	●					●			●												
衛生環境研究所		●	●	●	●					●			●												
		●	●	●	●					●			●												

※簡易な検査機器：PHメーター、簡易水質検査キット等

別表3 監視地点

No	水源の種類	水系	調査地点No.	調査地点名	実施主体	採水場所		検査機関
						原水 (所在地)	浄水	
1	表流水	利根川	①	片品川	沼田市	第1水源 (沼田市利根町高戸谷)	沼田第1浄水場系 統給水末端	委託
2			②	利根川上流	群馬県(企業局)	群馬用水取水口 (沼田市岩本)	県央第二浄水場系 統給水末端	自己・委託
3			③	四万川	中之条町	鷹ノ巣沢水源 (中之条町四万)	西中之条配水池系 統給水末端	委託
4			④	烏川	高崎市	春日松原堰 (高崎市上里見町)	若田浄水場系統 給水末端	委託
5			⑤	碓氷川	安中市	人見堰 (安中市郷原)	久保井戸浄水場系 統給水末端	自己・委託
6			⑥	鐺川上流	富岡市	吉崎取水場 (下仁田町吉崎)	宮崎浄水場系統 給水末端	自己・委託
7			⑦	鐺川下流	高崎市	岩崎取水場 (高崎市吉井町岩崎)	岩崎浄水場系統 給水末端	委託
8			⑧	神流川	藤岡市	藤岡頭首工 (藤岡市浄法寺)	中央浄水場系統 給水末端	委託
9			⑨	利根川下流	群馬東部水道企業団	利根加用水取水口 (千代田町瀬戸井)	東部浄水場系統給 水末端	委託
10		渡良瀬川	⑩	渡良瀬川 上流	群馬東部水道企業団	第2水源取水口 (みどり市塩原)	塩原浄水場系統 給水末端	委託
11			⑪	渡良瀬川 下流	桐生市	赤岩用水取水口 (桐生市元宿町)	元宿浄水場系統 給水末端	自己
12	地下水 (深井戸)	県央	①	県央地域1	渋川市	有馬12号井 (渋川市有馬)	有馬配水池系統 給水末端	委託
13			②	県央地域2	高崎市	トンネル中里 (高崎市中里町)	足門浄水場系統 給水末端	委託
14			③	県央地域3	前橋市	金丸2号水源 (前橋市金丸町)	金丸第2浄水場系 統給水末端	自己・委託
15			④	県央地域4	前橋市	野中第6水源 (前橋市野中町)	東片貝浄水場 系統給水末端	自己・委託
16			⑤	県央地域5	伊勢崎	竜宮8号水井 (伊勢崎市連取町)	竜宮浄水場系統 給水末端	委託
17		東部	⑥	東部地域1	群馬東部水道企業団	第2水源7号井 (太田市市場町)	渡良瀬浄水場系統 給水末端	委託
18			⑦	東部地域2	群馬東部水道企業団	第4水源総合原水 (太田市堀口町)	利根浄水場系統 給水末端	委託
19			⑧	東部地域3	群馬東部水道企業団	第二浄水場北着水井 (館林市細内町)	第二浄水場系統 給水末端	委託
20			⑨	東部地域4	群馬東部水道企業団	第6水源井 (大泉町仙石)	第二浄配水場系統 給水末端	委託

(注1) 検査体制:「自己」は自己検査。「委託」は登録検査機関への委託検査。

(注2) 令和7年度から調査地点①(渋川市)の採水場所が、有馬9号井の取水停止により有馬12号井に変更されました。



別図1 水質監視地点と実施主体

別表4 監視項目

区分	項目	検体の種類
無機物 重金属	アンチモン及びその化合物	原水
	ウラン及びその化合物	
	ニッケル及びその化合物	
一般有機物	1, 2-ジクロロエタン	原水
	トルエン	
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	
消毒剤・消毒副生成物	亜塩素酸	浄水
	二酸化塩素	
	ジクロロアセトニトリル	
	抱水クロラール	
農薬	農薬類	原水
臭気(消毒副生成物)	残留塩素	浄水
味	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	
着色	マンガン及びその化合物	
	遊離炭酸	原水
臭気	1,1,1-トリクロロエタン	
	メチル-t-ブチルエーテル	
味	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	浄水
臭気	臭気強度(TON)	
味	蒸発残留物	
基礎的性状	濁度	
腐食	pH値	浄水
	腐食性(ランゲリア指数)	
浄水能力	従属栄養細菌(浄水)	浄水
	従属栄養細菌(原水):参考測定	原水
一般有機物	1,1-ジクロロエチレン	原水
着色	アルミニウム及びその化合物	浄水

別表5 群馬県内を検査区域とする水道法第20条第3項に基づく登録検査機関(登録番号順 R5年度末時点)

<県内に事業所または営業所がある登録検査機関>

No.	氏名又は名称	所在地	連絡先
1	一般財団法人群馬県薬剤師会環境衛生試験センター	群馬県前橋市西片貝町5-23-10	027-223-6355
2	株式会社江東微生物研究所(北関東支所)	群馬県館林市美園町12-11	0276-74-9011
3	平成理研株式会社(群馬営業所)	群馬県太田市下浜田町1085-40	0276-45-7252
4	株式会社群馬分析センター	群馬県高崎市下大島町625	027-395-0606
5	株式会社環境技研	群馬県高崎市金古町1709-1	027-372-5111
6	株式会社総合環境分析	群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6	0276-89-0745

<県外の登録検査機関>

No.	氏名又は名称	所在地	連絡先
1	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450-11	048-649-1151
2	一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港1-12-11	043-242-3833
3	一般社団法人上田薬剤師会	長野県上田市国分994-1	0268-29-1132
4	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	新潟県燕市吉田東栄町8-13	0256-93-4509
5	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	新潟県長岡市新産2-12-7	0258-46-7151
6	一般財団法人上越環境科学センター	新潟県上越市下門前1666	025-543-7664
7	一般社団法人東京都食品衛生協会	東京都渋谷区神宮前2-6-1	03-3404-0121
8	一般社団法人県央研究所	新潟県燕市小高6014	0256-46-8311
9	内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051-2	048-887-2590
10	株式会社信濃公害研究所	長野県北佐久郡立科町大字芦田1835-1	0267-56-2189
11	常磐開発株式会社	福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1番地	0246-72-1111
12	環境未来株式会社	長野県松本市大字和田4010番地5	0263-88-3911
13	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058-3	026-263-2010
14	福島県環境検査センター株式会社	福島県郡山市田村町金屋字下夕川原60-1	024-941-1719
15	オーヤラックスクリーンサービス株式会社	東京都調布市富士見町4-16-4	042-488-8211
16	環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田41番地10	0172-43-1100
17	株式会社静環検査センター	静岡県藤枝市高柳2310	054-634-1000
18	オルガノ株式会社	東京都江東区新砂一丁目2番8号	03-5635-5100
19	いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢3-15-1	03-4544-7600
20	株式会社那須環境技術センター	栃木県那須塩原市青木22-152	028-645-2404
21	株式会社総合水研究所	大阪府堺市境界神南辺町1-4-6	072-224-3532
22	三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社	東京都中央区日本橋本石町1-2-2	03-6848-4220
23	東京テクニカル・サービス株式会社	千葉県浦安市今川4-12-38-1	047-354-5337
24	株式会社総研	栃木県宇都宮市小幡2-4-5	028-625-3151
25	株式会社ビー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3	049-232-0475
26	アクアス株式会社	東京都目黒区洗足2-22-6	029-847-6000
27	クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台2-8-14	029-836-7013
28	株式会社新環境分析センター	新潟県新潟市江南区祖父興野268-1	025-284-6505
29	東海プラント株式会社	静岡県沼津市真砂町267-2	055-924-2700
30	株式会社ユーベック	千葉県木更津市久津間613	0438-41-7878
31	株式会社保健科学東日本	埼玉県鴻巣市天神三丁目673番地	048-543-4000
32	株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目9番2号	0721-20-5611
33	株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ	千葉県習志野市東習志野三丁目15番11号	0463-88-8248
34	株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号	03-5914-4431
35	株式会社MCエパテック	兵庫県尼崎市潮江一丁目2番6号	06-4300-5442
36	株式会社環境技研	東京都板橋区板橋四丁目12番17号	03-3962-1771
37	株式会社イオ	東京都日野市旭が丘四丁目7番地107	042-589-6270
38	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	東京都港区海岸三丁目20番20号ヨコソレーンポーター	03-6858-3300
39	株式会社ショウエイ	神奈川県川崎市中原区宮内一丁目19番23号	044-589-1601
40	株式会社エステム	愛知県名古屋南区弥次工町二丁目19番地の1	052-611-0611
41	ヒロエンジニアリング株式会社	東京都台東区台東1-14-11	03-3832-8451